

## 浄名寺永代供養墓 使用規約

### 第1条 名称

清泰山浄名寺永代供養墓（以下、供養墓という）と称す。

### 第2条 管理及び運営について

宗教法人浄名寺（以下、当寺という）がこれにあたる。

### 第3条 納骨・永代供養の申込について

- （1）当時住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方であれば申し込みをできる。
- （2）申込は、当寺指定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- （3）生前の申込は、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、立会人（連絡人）と署名・捺印の上行う。
- （4）申込者（以下、施主という）は、供養墓の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
- （5）申込は随時受け付ける。

### 第4条 納骨について

- （1）火葬した人骨のみを納骨する。但し、土葬した遺骨を改葬して納骨する場合はこの限りではない。
- （2）納骨は、申込時に①合葬②個別安置③個別安置（年毎）のいずれかを選びそれに基づいて安置する。
- （3）合葬した遺骨は、事情の如何を問わず返還しない。

### 第5条 法要について

- （1）納骨時に納骨法要を行う。
- （2）納骨及び供養墓に関する法要及び儀式は浄名寺の作法・経典にて行う。
- （3）納骨された霊位は、当寺の過去帳に記載し、納骨以後当寺祠堂法要・無縁仏法要に合わせ回向を行う。
- （4）個別の年忌法要や回向は、当寺と施主の間で別途取り決める。

### 第6条 納骨・供養料・期間について

- （1）合葬の場合、納骨・供養料は3万円/霊とし、申込時に一括納入する。
- （2）個別安置の場合、納骨・供養料は10万円/霊とし、申込時に一括納入する。個別安置期間は、25年とし、その後合葬する。
- （3）個別安置（年毎）の場合、納骨・供養料は1万円/霊年とし、申込時に1万円納入し利用中は毎年4月に納入する。期限が来て連絡がない場合、住職の判断により合葬できる。
- （4）一旦納入された供養料は、理由の如何を問わず返還しない。

### 第7条 その他

- （1）本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。
- （2）規約の定めなきものについては、墓地埋葬法及び納骨に関する法律、同施行規則、同取扱手続き等、諸法令に準ずる。

以上  
令和元年12月1日